

# 宮城県男女共同参画基本計画（第4次）最終案の概要

## 第1章 基本的な考え方

- 1 **計画策定の趣旨** 平成13年8月に施行された宮城県男女共同参画推進条例に基づき、平成15年3月に「宮城県男女共同参画基本計画」、平成23年3月に第2次の基本計画、平成29年3月には第3次の基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現の取組を総合的かつ計画的に推進してきたが、男女共同参画の理念及び推進の必要性を県民に広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成をさらに促進すべく、第4次の基本計画を策定するもの。また、女性活躍推進法による県の推進計画にも位置づける。さらに持続可能な開発目標（SDGs）で掲げられたゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとした全てのゴールの達成に寄与する。
- 2 **計画の期間** 令和3年度から令和7年度までの5年間
- 3 **計画の内容** 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱のほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 **計画への取組** 県の現状及び課題を明らかにし、基本目標を定め、数値目標を掲げて、男女共同参画の推進に関する施策の推進に取り組んでいく。
- 5 **計画の推進** 県の全ての事業について、男女共同参画の視点に配慮することを推進し、また、市町村、県民、事業者及びNPO等各種団体の理解と協力を得るとともに、家庭、職場、地域等での自主的な活動及び男女共同参画社会の実現の取組への積極的な参加を働きかける。
- 6 **計画の構成** 第1章：基本的な考え方 第2章：県の現状 第3章：男女共同参画推進に関する施策 第4章：推進体制
- 7 **計画の体系** 7つの目指すべき施策を掲げ、各目標に対して「施策の方向」を記載

## 第2章 県の現状

### 1 少子・高齢化の進展と人口の減少

- ① 合計特殊出生率：本県は全国46位という低い水準
- ② 全圏域で高齢化が進行中
- ③ 生産年齢人口（15歳～64歳）の構成比率は引き続き低下傾向
- ④ 東日本大震災の発生により人口の自然増減・社会増減ともに大幅減少。一端上昇後、再び減少傾向
- ⑤ 男性と女性の割合は、女性が51.1%

### 2 家族形態・ライフスタイルの多様化

- ① 県の一般世帯数は平成27年と比較して5.1%増加
- ② 一世帯当たりの平均人員は平成27年から減少し2.29人
- ③ 家族類型別一般世帯割合：「単独世帯」「夫婦のみ」「ひとり親と子供」の世帯割合は上昇、「夫婦と子供」の世帯は低下傾向
- ④ 「高齢単身世帯」は、平成22年と比較し35.1%と更に増加
- ⑤ 共働き率は46.1%で全国の平均（47.6%）を下回る
- ⑥ 平均初婚年齢は男性31.0歳、女性29.4歳と更に晩婚化
- ⑦ 未婚率は男女とも各年齢階層で引き続き上昇傾向

### 3 就業形態の変化と経済格差の拡大

- ① 労働力人口の減少率は1.4%
- ② 県の有業率は男性69.2%、女性49.7%と微増
- ③ 育児をしている女性の有業率は全国平均よりやや高い66.9%
- ④ 女性の労働力率は、いわゆるM字カーブが現れている。
- ⑤ 女性の非正規雇用の労働者やひとり親などが増加し、貧困の世代間連鎖が大きな問題となっている。
- ⑥ 女性の所定内賃金は男性の約75%。男女間の賃金格差は依然大きい。

### 4 企業における女性の登用

- ① 役員や管理職への女性登用は、一定割合はなされるようになった。
- ② 女性が持てる力を存分に発揮できるようにするための環境整備を促進する必要性

### 5 配偶者等からの暴力や犯罪の深刻化

- ① DV・ストーカー事案認知（相談等）件数は依然高い水準で推移
- ② 関係機関の連携や情報共有を更に強化し、安全確保対策を一層推進する必要性

### 6 東日本大震災からの復興と再生

- ① 震災の経験と教訓を踏まえ、防災・復興に係る意思決定の場への女性の参画と、平常時から備える男女共同参画の視点の必要性
- ② 震災からの復興過程において、NPO等の活動により引き出された女性の力を引き続き最大限活用

### 7 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響と対応

- ① 感染防止のための対応により県民生活や経済活動に深刻な影響
- ② 社会の変化への柔軟な対応が必要

## 第3章 男女共同参画の推進に関する施策

### 1 社会全体における男女共同参画の実現

#### -女性の活躍を推進するために-

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- (2) 男女共同参画に関する普及啓発の充実
- (3) 男性及び若い世代に向けた普及啓発の推進
- (4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- (5) 多様な困難を抱える女性や若い世代への支援
- (6) 調査・研究及び情報の収集・提供の充実
- (7) 相談体制の整備・強化

### 2 家庭における男女共同参画の実現

#### -男性の家事・育児・介護への更なる参画-

- (1) 共に築く家庭生活への支援
- (2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実
- (3) DV（配偶者等からの暴力）の根絶
- (4) 人生100年時代に向けた心と体の健康づくりへの支援

### 3 学校教育における男女共同参画の実現

#### -共生と自立をめざして-

- (1) 男女共同参画に関する理解の促進
- (2) キャリア教育の推進と人材育成
- (3) 健康のための教育の推進

### 4 職場における男女共同参画の実現

#### -男女が共に学び・活躍し続けるために-

- (1) 職場における女性の参画の促進
- (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- (3) 職業能力開発及び学び直しの支援

### 5 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現

#### -女性の地位や権限の確立をめざして-

- (1) 経営や方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 起業・事業承継への支援の充実

### 6 地域における男女共同参画の実現

#### -多様な主体との連携・学び合い-

- (1) 市町村における男女共同参画の推進の支援
- (2) 地域活動における男女共同参画の促進
- (3) 高齢者、障害者、単身者等の自立支援
- (4) 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立

### 7 防災・復興における男女共同参画の実現

#### -平常時から備える多様な視点-

- (1) 地域防災計画の策定など、意思決定の場における女性の参画の推進
- (2) 男女共同参画や多様な視点での防災意識の啓発及び安全・安心な暮らしの確保
- (3) 地域における防災・復興の担い手としての女性の力の活用



## 第4章 推進体制

### 1 推進体制及び進行管理

- ① 宮城県男女共同参画施策推進本部での基本計画の進行管理
- ② 男女共同参画の推進状況等を明らかにする報告書の作成、公表
- ③ 職員の男女共同参画に関する意識の啓発
- ④ 宮城県男女共同参画審議会の意見を聴取し、次年度の施策に反映

### 2 市町村との連携及び協働

市町村との連携・協働を図り、市町村への支援・ネットワークづくりを実施

### 3 関係団体との連携及び協働

民間非営利活動団体（NPO）等各種団体の活動支援、連携・協働

### 4 県民及び事業者との連携

- ① 県民及び事業者に対する情報提供
- ② 男女共同参画に関する自主的な取組に対する支援

### 5 各主体間の連携

「みやぎの女性活躍促進連携会議」等を通じた各主体間の連携推進

### 6 男女共同参画に関する相談及び苦情の適切な処理

「みやぎ男女共同参画相談室」の設置と関係機関との連携